

	質 問	回 答
(1) 対 象 工 事 の 選 定	1 当初、発注者が現場施工が短いと判断し、対象外としていた工事について、現場施工が7日以上となることが判明した場合、対象とすることは可能か。	試行要領に記載のとおりです。
	2 対象外工事に例示のある「その他緊急的、時間的制約があるもの」の具体的な想定は何か。	例1) 供用予定日が決まっている工事 例2) 耕作に使用予定時期が決まっている工事 例3) 予算執行上、年度を跨いで工期延期ができないなど、完成工期が決まっており、週休2日が困難な工事
	3 「緊急的、時間的制約があるもの」として発注者が対象外とした工事において、受注者が週休2日が可能として協議があった場合の取り扱いはどうか。	試行要領に記載のとおりです。
(2) 実 施 方 法	4 週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行います。
	5 試行対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるか。	成績評定での減点はありません。
	6 施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に、実施を取りやめることはできるか。	様式1「週休2日工事の実施希望について」により、「2. 希望しません」に変更し、再提出してください。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、変更を受け付けた場合は週休2日の補正を行いません。
	7 対象外工事であっても、結果的に週休2日が達成できていた場合、補正を行ってもよいか。	対象工事に限り補正を行います。(要領記載のとおり)
	8 週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないか。	週休2日とは、4週8休以上を定義としていますので、まずは4週8休以上を目指して現場運営してください。その上で、結果4週7休または4週6休になった場合は、それぞれの閉所率に応じて補正を行い、設計変更します。
	9 工期の前半は現場が稼働せず、残り1~2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	行います。
	10 休日の実績確認は、作業日報や出勤簿を確認するのか。	原則、休日等取得実績表のみで判断します。ただし、虚偽が判明した場合、関係法令により不誠実な行為として取り扱います。 なお、特に疑義があった場合、監督職員の判断により作業日報等の提示を求めることがあります。
	11 休日の実績で、下請労働者の出勤簿等の提示も求められるのか。	A.10のとおり
	12 精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の現場閉所状況及び設計変更時点以降に想定される現場閉所状況により判断してください。なお、精算時に必ず実績を確認します。
	13 施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所毎に現場閉所率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所毎に判断するのではなく、1契約単位で現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。
	14 工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作期間は週休2日工事の補正を行いません。

	質 問	回 答
(3) 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	15 電柱移転や地元調整等で着工が遅れた場合や施工ができない期間があった場合の取り扱いはどうか。	原因を明確にし、必要に応じて適切に対応してください。 [発注者に責がある場合] ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することができる。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしてもよい。 [発注者に責がない場合] 上記②と同じ
	16 工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事竣工届提出日の20日前までの期間を対象期間とします。
	17 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えばよいか。	年末年始6日間、夏季休暇3日間の取り扱いについては、以下のとおりです。 ・年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間（土日含む） ・夏季休暇期間は、土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間）
	18 現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とあるが、具体的にどのような作業のことか。	現場管理上必要な作業とは、以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上必要な最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業
	19 創意工夫のみを行った日の取り扱いはどうか。	対象期間とします。現場閉所か否かは、創意工夫が現場管理上必要な行為かどうかで判断してください。 ・現場管理上必要な場合→現場閉所 ・現場管理上必要ではない場合→通常工事と同じ扱い（現場閉所ではない）
	20 一般資材の納入を待っている期間は、工場製作期間として対象期間から控除するのか。	工場製作期間ではありません。控除せず対象期間として取り扱ってください。
	21 必ず土、日曜日に休まないといけないのか。	対象期間中の現場閉所割合において判断しますので、土、日曜日を必ず休日として確保しなければならないということはありません。
	22 大雨、大雪等により休工となった場合も休日としてカウントできるのか。	雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば現場閉所として取り扱ってください。
	23 現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪作業等）を行った場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所として取り扱ってください。 本試行は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。
	24 現場事務所です務作業を行うだけであれば、現場閉所とみなしてよいか。	現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。
25 現場事務所ではなく、会社です務作業を行う場合は、現場閉所とみなしてよいか。	現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は、現場閉所とみなすことはできません。	

		質 問	回 答
(3) 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	26	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合は、現場閉所として扱えるか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超える作業については、現場作業とみなします。
	27	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は、現場閉所として扱えるか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします。（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所とはなりません。）
	28	工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか。	交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。
	29	半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。	1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所とはなりません。
	30	夜間工事の場合の現場閉所日の考え方は。	作業日の翌早朝の作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。
	31	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。